震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策

別添１

１　共通対策

　⑴　危険物の取扱場所(可燃性蒸気対策)

　　ア　原則として、危険物は屋外で取り扱うこと。

　　イ　屋内で危険物を取り扱う場合は、可燃性蒸気が滞留しないように、十分な換気を行うこと。

　⑵　保有空地の確保

　　ア　危険物の規制に関する政令第１６条第１項第４号の規定の例により保有空地を確保すること。

　　イ　危険物の貯蔵・取扱いの形態から、危険物の流出及び火災危険が小さい場合は、当該危険性を踏まえた保有空地とすることができる。

　　ウ　保有空地の周囲には、柵、ロープ等を配置すること。

　⑶　標識等の設置

　　　危険物の貯蔵・取扱場所は、見やすい箇所に標識・掲示板を掲出して注意喚起を行うこと。

　⑷　流出防止対策

　　　危険物の貯蔵・取扱場所は、危険物が流出した場合に拡散しない環境を選定するとともに、油吸着マットの用意や簡易的な防油堤の設置等、必要な流出防止対策を講ずること。

　⑸　火気使用の制限

　　　危険物の貯蔵・取扱場所及び保有空地内は火気の使用を禁止すること。

　⑹　静電気対策

　　ア　第４類第１石油類を取り扱う場合は、危険物容器(ドラム本体、詰め替え容器)に加え、給油に使用するドラムポンプ等へのアースを確保し、確実に静電気を除去すること。

　　イ　危険物の貯蔵・取扱い場所は、静電誘導による帯電を防止するため、不要な金属類を置かないこと。やむを得ず金属類を置く場合は、当該金属類にアース又はボンディング(導体同士を電線で接続することをいう。)を確保すること。

　　ウ　遮光用シートは、ビニール等の帯電しやすい素材を避けること。

　　エ　危険物を取り扱う者は、静電安全靴を着用するとともに、作業服の着脱後にアース棒等に触れるなど、静電気の除去に配意すること。

　　オ　作業場所にビニールシート等を敷く場合は、導電性の確保に留意すること。

　　カ　給油・移し替えの場合は、その流量を可能な限り少なくするとともに、タンク壁面等に危険物が勢いよく接触することを避け、充填後はしばらく静置すること。

　　キ　第４類第１石油類以外の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合も、可能な限り静電気対策を講ずること。

　⑺　消火設備の設置

　　　取り扱う危険物に応じた消火設備(消火器等)を用意すること。

　⑻　取扱場所の管理

　　　危険物を取り扱う場所は明確に区分しておくとともに、作業に関係がない者の立入りを厳に禁ずること。

　⑼　危険物取扱者の立会い等

　　ア　危険物の取扱いに際しては、危険物取扱者免状保有者が取り扱うこと。やむを得ず他の者が取り扱う場合は、危険物取扱者免状保有者が立ち会うこと。

　　イ　危険物の貯蔵・取扱いの管理業務は、危険物取扱者免状保有者等の危険物に関する専門知識を有する者が行うこと。

　⑽　二次災害の発生防止

　　　余震発生、避難勧告発令時等における対応について、あらかじめ定めておくこと。

　⑾　安全対策を講ずる上で必要な資機材等の準備

　　　前⑴から⑽で示した安全対策を講ずる上で必要となる資機材等を調達する必要がある場合は、あらかじめ調達先・調達手順等を定めておくこと。

２　危険物の取扱形態別の対策

前１の共通対策に加え、危険物の取扱形態別の対策は次による。

　⑴　ドラム缶等による燃料の貯蔵・取扱い

　　ア　屋内において、ドラム缶等による燃料の貯蔵を行う場合は、当該場所の通風・換気を確保すること。

　　イ　屋外において、ドラム缶等により第４類第１石油類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、通気性を確保した日除けを設置するとともに、ドラム缶等の温度上昇・圧力上昇に十分注意すること。

　　ウ　原則として、ドラム缶等からの給油又は小分けについては、屋外で実施することとし、可燃性蒸気の滞留防止に努めること。やむを得ず屋内で行う場合は、壁２面以上が開放された場所で行うなど、通風・換気の確保された場所で行うこと。

　　エ　第４類第１石油類の給油又は小分けに際しては、ドラム缶等の蓋を開ける前に周囲の安全や火気使用制限の確認を徹底すること。

　　オ　危険物を取り扱う場所は、危険物の貯蔵場所から離れた場所に確保すること。

　　カ　危険物を取り扱う場所の危険物の数量は、可能な限り少なくすること。

　　キ　ドラム缶等から自動車に燃料を給油する場合は、過剰給油による燃料の溢れ出しがないように、細心の注意を払って給油すること。

　⑵　危険物を収納する設備等からの危険物の抜き取り

　　ア　変圧器等から危険物を抜き取る場合は、仮設防油堤の設置及び漏えい防止シートの敷設等の流出防止対策を講じること。

　　イ　配管の結合部からの流出防止対策として、必要に応じてオイルパンを設置すること。

　　ウ　１か所の取扱場所において、同時に複数の設備から危険物の抜き出しを行わないこと。

　⑶　移動タンク貯蔵所等からの給油、注油等

　　　移動タンク貯蔵所から直接給油又は容器への詰め替えを行う場合は、原則としてガソリン以外の危険物とするとともに、特に周囲の安全確保及び流出対策として次の事項に留意すること。

　　ア　危険物を取り扱う場所を明確に定め、空地の確保や標識の設置等を行うとともに、給油や詰め替えに関係ない者の立入りを厳に禁ずること。

　　イ　吸着マット等危険物の流出時の応急資機材を準備しておくこと。

　　ウ　移動タンク貯蔵所から移動タンク貯蔵所への注入を行う場合は、注入口と注入ホースを緊結する。ただし、注入される側のタンク容量が１，０００リットル未満で、引火点が４０度以上の危険物に限り、注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル(手動開閉装置を開放の状態で固定する装置を備えたものを除く。)により注入を行うことができる。

　　エ　ホース等に残った危険物は適切に処理すること。

　　オ　移動タンク貯蔵所から直接給油する場合は、吹きこぼしがないように、細心の注意を払って給油すること。

　　カ　震災時の給油場所において、給油希望者が行列を成している場合の余震や火災による避難誘導等を適切に実施すること。